90090

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年　４月　１日　至　令和　７年　３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　長府第一クリニック

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　山口県下関市長府中之町２番21号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成14年　３月　６日

(4) 設立登記年月日　　平成14年　３月20日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	御堂　義雄	長府第一クリニック管理者
理　事	加藤　吉晴	
同	徳永　直之	
監　事	西出　匠	

注）１．社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	なし			
診療所	医療法人長府第一クリニック	3510115854	山口県下関市長府中之町２番21号	一般病床　19床
介護老人保健施設	なし			

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　6年 5月30日　　令和5年度決算の決定

令和　7年 3月31日　　令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

注）以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(7) そ　の　他

なし

様式２

法人名	(医)長府第一クリニック
所在地	下関市長府中之町2番21号

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和 7年 3月31日現在）

１．資	産	額	273,107 千円
２．負	債	額	99,526 千円
３．純	資 産	額	173,581 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流動資産		157,092
Ｂ 固定資産		116,015
Ｃ 資産合計	（Ａ＋Ｂ）	273,107
Ｄ 負債合計		99,526
Ｅ 純資産	（Ｃ－Ｄ）	173,581

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－１

法人名　(医)長府第一クリニック
所在地　下関市長府中之町2-21

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	157,092	Ⅰ 流動負債	99,526
Ⅱ 固定資産	116,015	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	89,405	負債合計	99,526
2 無形固定資産	91	純資産の部	
3 その他の資産	26,519	科目	金額
		Ⅰ 基金	5,000
		Ⅱ 積立金	168,581
		別途積立金	
		繰越利益積立金	168,581
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	173,581
資産合計	273,107	負債・純資産合計	273,107

様式４－２

法人名　(医)長府第一クリニック
所在地　下関市長府中之町2-21

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和6年4月1日　至　令和7年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	193,230
2 事業費用	188,921
本来業務事業利益	4,309
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,309
Ⅱ 事業外収益	3,728
Ⅲ 事業外費用	2,151
経常利益	5,886
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	5,886
法人税等	818
当期純利益	5,068

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　長府第一クリニック
理事長　御堂　義雄　殿

私は、医療法人長府第一クリニックの令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月30日
医療法人　長府第一クリニック
監事　西出　匠